

通所介護サービス利用料金

介護保険の給付対象サービス利用料金は、次のとおりです。 (円)

自己負担分 (円)					
介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 - 4 時間	364	417	472	525	579
4 - 5 時間	382	438	495	551	608
5 - 6 時間	561	663	765	867	969
6 - 7 時間	575	679	784	888	993
7 - 8 時間	648	765	887	1,008	1,130
8 - 9 時間	659	779	902	1,026	1,150
入浴介助加算	50 / 日				
サービス提供体制強化加算 I (イ)	18 / 日				
栄養改善加算	150 (月 2 回まで)				
栄養スクリーニング加算	5 / 6 ヶ月				
口腔機能向上加算	150 (月 2 回まで)				
介護職員処遇改善加算	5.9% (総単位数に乗じる)				
介護職員等特定処遇改善加算	1.2% (総単位数に乗じる)				
生活機能向上連携加算	200				
生活機能向上連携加算	100 (個別機能訓練を算定する場合)				
個別機能訓練加算 I	46				
個別機能訓練加算 II	56				
延長サービス加算	9 時間以上 10 時間未満			50	
	10 時間以上 11 時間未満			100	
	11 時間以上 12 時間未満			150	
	12 時間以上 13 時間未満			200	
	13 時間以上 14 時間未満			250	

※ 償還払いについて

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様の支払方法となります。

この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ※ ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ア 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- イ 食事の提供にかかわる費用
ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。
料金：1食 650円
- ウ 複写物の閲覧
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写については1枚10円いただきます。
- エ 日常生活上必要となる諸費用の実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。オムツ代実費のほか、個人に負担していただくことが適当と認められるもの

- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前にご説明申し上げます。

(4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(5) キャンセル料

ご利用前にご契約者の都合でサービスを中止する場合、次のキャンセル料がかかります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- ア 利用日の前日午後5時までにご連絡をいただいた場合 無料
- イ 利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合 650円（食費）
- ウ 利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合
利用料1日分+650円（食費）